

日本貸金業協会 広報誌

vol.41

autumn
2025

JFSA

Japan Financial Services Association



寄稿

貸金業による消費者金融市場の
持続的成長を実現するための課題 04

一般社団法人 金融財政事情研究会
「月刊 消費者信用」 編集長

浅見 淳氏

巻頭言

広報誌刊行に寄せて 03

日本貸金業協会 会長 倉中 伸

JFSA 協会活動

認知心理学の知見を取り入れて
“記憶に残る”消費者啓発を
～産学連携による取り組み～ 10

日本貸金業協会の支部組織
～全国に広がるネットワーク～ 14

協会独自の生活再建支援カウンセリング
～生活再建への伴走～ 15

金融リテラシー向上コンソーシアムの活動 18



日本貸金業協会

貸金業界の自主規制機関

公式SNSの ご紹介

————— X (旧 Twitter) —————



X 日本貸金業協会

@JFSA_official



X 金融リテラシー向上
コンソーシアム

@FLIC_official

————— YouTube —————



YouTube JFSA チャンネル

@jfsa6929

消費者への啓発や日々の活動について発信しています。
ぜひ一度ご覧いただき、フォロー・チャンネル登録をお願いします。



＼ ホームページはこちら /

🔍 日本貸金業協会

<https://www.j-fsa.or.jp>

🔍 金融リテラシー向上コンソーシアム

<https://www.j-fsa.or.jp/flic/>

広報誌刊行に寄せて

日本貸金業協会 会長 倉中 伸



広報誌「JFSA」2025年秋号をお届けします。ここでは、本号から3つの記事を紹介いたします。

ひとつめは、「月刊 消費者信用」編集長 浅見淳氏による寄稿です(4～8ページ)。

浅見氏は、金融業界の専門情報誌「週刊 金融財政事情」及び「月刊 消費者信用」の編集者として40年以上のキャリアを持つジャーナリストであり、リテール金融分野を長年見つめてこられました。本稿では、消費者向けの貸金業が成長を続けている理由、業界が留意すべきリスクファクター、消費者に健全な利用を促すための継続的な働きかけの重要性と具体的な提言など、斯業に対する豊富なご経験に基づく鋭い洞察を展開されています。

ふたつめは、当協会が進めている産学連携による消費者啓発活動について、中央大学での取り組み事例のご紹介と、同大学文学部心理学専攻 有賀敦紀研究室へのインタビューです(10～13ページ)。

有賀敦紀教授(博士)のご専門は認知心理学で、研究成果の社会還元にも熱心に取り組んでおられます。当協会は国民生活センターのご紹介で面識を得て、心理学的知見を活用した消費者啓発教材の開発等において継続的にご指導をいただいております。インタビューは、有賀研究室所属の学生のみなさまにも参加していただき、当協会との連携や、「記憶に残る消費者啓発」のための工夫などを伺いました。

最後は、当協会独自の取り組みである「生活再建支援カウンセリング」についても紹介しております(15～17ページ)。

本取り組みは、債務問題の再発防止を目的として、ご本人及びご家族の方を対象にカウンセリングを行い、債務の原因となった問題行動の改善を目指しています。本稿では、カウンセリングの概要とともに、実際の事例も紹介しています。なお、当協会は現在、職員を対象とする「生活再建支援カウンセラー養成プログラム」を実施するなど、カウンセリングの担い手育成にも取り組んでいます。

当誌がみなさまのお役に立つことを願っております。

寄稿

貸金業による消費者金融市場の 持続的成長を実現するための課題



一般社団法人 金融財政事情研究会
「月刊 消費者信用」 編集長

浅見 淳 氏

消費者金融市場が安定的な成長を続けている。大手消費者金融会社の新規契約件数も高水準で推移している。2006年の貸金業規制の強化により、消費者金融市場は縮小を余儀なくされたが、多重債務問題が沈静化しているのに加え、貸金業者がデジタル技術を活用し借入体験の向上に努めてきたことで、再び成長力を取り戻しつつあると見てよいだろう。

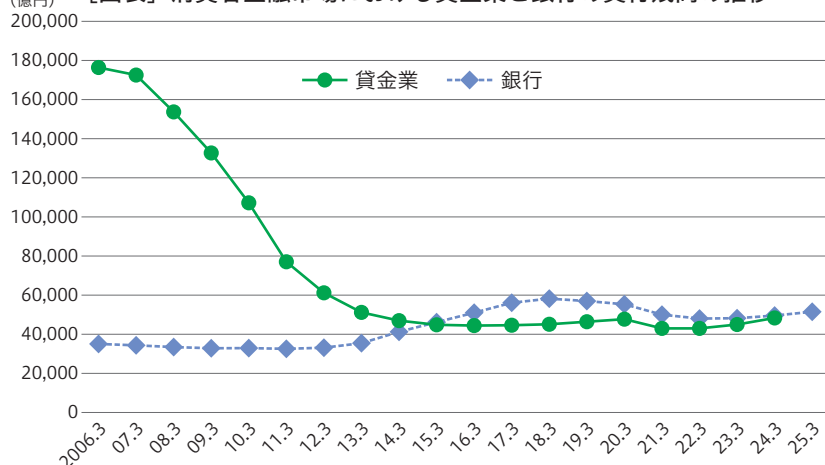
だが、消費者金融市場は拡大と規制強化による縮小を繰り返してきた歴史がある。今の成長を持続させるには、消費者金融サービスの特性を理解し、資金需要者の金融リテラシー向上を図るための働きかけが必要となろう。

成長が続く貸金業による消費者金融サービス

図表は日本銀行統計における銀行カードローン等の残高と金融庁の貸金業関係資料集の「業態別貸付金利」にある消費者向け貸付けのうちの無担保残高の推移を比較したものだ。貸金業の残高は2006年の貸金業規制の強化により急激な縮小を余儀なくされた。2006年1月の最高裁判所の判決を受け、利息返還請求による元本毀損が急増した影響も大きかった。2017年3月末にようやく反転し、増加基調をたどる。コロナ禍の影響は避けられず、2021年3月末から2年連続で残高を減らしたものの2023年3月末から再び増加を続けている。

一方、銀行は2006年以降しばらく横バイ状態だったが、日銀の異次元緩和が始まった2013年ごろから増勢を強めた。資金利鞘が縮小する中で、利鞘の厚いカードローンを増強することで収益力を高めようとした意図が

〔図表〕 消費者金融市場における貸金業と銀行の貸付残高の推移



(出典) 貸金業は金融庁貸金業関係資料集における「業態別貸付金利」中の消費者向け貸付けのうちの無担保残高。銀行は日銀統計における消費財・サービス購入資金・カードローン等残高(銀行勘定国内銀行)。

うかがえる。だが、加熱したプロモーションに対する批判が高まり、2017年3月に全国銀行協会が、配慮に欠けた広告・宣伝を抑制し、総量規制に配慮した審査態勢等を整備するように申し合わせを行ったのを契機に、銀行カードローン残高も減少が続いた。反転したのは2023年3月末で、以降は3年連続で増加している。

貸金業も銀行も再び成長フェーズを迎えているわけだが、2024年3月末時点の残高はまだ銀行が貸金業を上回っているものの、前年度比の増加率を見ると、貸金業は7.4%増、銀行は3.9%増と貸金業のほうが高い。2018年3月末に1兆3,099億円あった銀行と貸金業の差は、2024年3月末には1,228億円に縮んだ。2025年3月末にどうなったかが注目されるが、残念ながら貸金業の2025年3月末の残高は本稿を執筆している時点ではまだ発表されていない（金融庁が11月ごろに発表する見込み）。ただ、貸金業がこのまま堅調に成長を続ければ、早晚、貸金業が再び銀行を上回る可能性もあるのではないだろうか。

デジタル化によるUI/UXの向上が成長を促す

消費者金融市場において貸金業が成長を続けている理由は何であろうか。一つは2006年の貸金業の規制強化を巡る議論から19年、2010年の改正貸金業法の完全施行から15年が経過し、貸金業のイメージが回復してきたことである。この間、多重債務のメルクマールとされる貸金業者からの無担保無保証借入れ（残高あり）が5件以上ある人の人数は2007年3月末の171万人から、2025年3月末の14.4万人まで大きく減った。個人破産件数は2006年度の16万件台から、2023年度、2024年度は7万件台で推移している。

5件以上の人数は2018年3月末の8.6万人で底を打ち、再び増加基調をたどっているし、個人破産件数も2023年度は前年度比9.8%増、2024年度は7.7%増と増加しているので楽観はできないものの、歴史的には低水準にあり、2006年当時のように、多重債務問題に社会的な関心が集まる状況ではない。

このため、貸金業のイメージが回復し、貸金業からの借入れに抵抗感を抱く層は少なくなったと思われる。大手消費者金融会社2社の新規契約件数は、コロナ禍で一度落ち込んだものの、現在は非常に高い水準にある。

貸金業者がデジタル化に取り組み、顧客インターフェース（UI）、顧客体験（UX）を向上させてきたことも、新規顧客の獲得につながり、安定的な成長につながっていると考えられる。大手消費者金融会社はウェブサイトやスマートフォン用のアプリケーションから時間の制約なくいつでも新規申込みができるようにし、本人確認もeKYC（electronic Know Your Customer. 電子本人確認）を導入することで、申込みから契約までオンラインで完結できるUI/UXを築いてきた。

貸付けを銀行振込で実行し、返済を銀行口座からの自動引落しやインターネットバンキングによる銀行振込でできるようにし、以前のように消費者金融会社のATMに行かずとも、借入れ・返済ができるようにした。また、ATMからの入出金もATMに表示されたQRコードをアプリで読み取ることで、カードレスで行えるようにした。

消費者金融会社のサービスの特長は即時性・利便性・秘匿性・安全性にあるといわれてきたが、デジタル化によってそうした特長をさらに強化してきたといえるだろう。

成長を続ける今だからこそ意識すべきリスク

だが、今の成長を持続的なものにするためには、利用者に対する配慮をさらに強化していくことが必要だと思われる。貸金業による消費者金融サービスは拡大と縮小の歴史を繰り返してきた。事業が拡大すると多重債務問題が深刻化し、規制強化が行われ、事業を縮小せざるを得なくなった。1983年の貸金業規制法の施行、2010年の貸金業規制法改正による改正貸金業法の完全施行がその最たる例である。

もちろん、当時と今では市場構造は大きく異なる。まず、2010年の上限金利引下げによって、貸金業のリスクバッファは小さくなった。大量の貸倒れが発生しても、厚い利鞘を元手に大量に貸倒償却を行うというリスクテイクはできなくなっている。また、以前は貸金業者の数が多く、総量規制もなかったため、多重債務化しやすかったが、現在は年収の3分の1という上限が定められており、おのずと歯止めがかかる。

なお、現在、前述した5件以上の借入れのある人が増えていることを懸念する声があるが、「テスト与信」と呼ばれる、低額な極度額で契約を行い、取引の過程で信用状態を見極めていく手法が増えている実態を反映しているのではないか。同じ1件でも、一定の貸付額があるものと、ごく少額な貸付けが混在している可能性がある。貸金業法の指定信用情報機関等によって、精緻な分析が行われることに期待したい。

構造的には規制によって、多重債務化が進展しない市場になっているわけだが、一方で、今の消費者金融市場にはさまざまなリスクファクターがある。

帝国データバンクによると、2024年度の企業倒産件数は1万70件となり、前年度比13.4%増加した。3年連続の増加で、2013年度以来、11年ぶりに1万件を超えた。人手不足倒産、物価高倒産が過去最多を更新したという。

物価高は家計にも影響を与えており、賃金上昇が物価の上昇に追い付かない状態が続いている。厚生労働省の毎月勤労統計調査によると、実質賃金(持家の帰属家賃を除く総合)は2022年から3年連続でマイナスとなった。2025年に入ってから6カ月連続でマイナスが続いている(6月分は2025年8月6日発表の速報値)。

企業倒産による失業、実質賃金の低下というストレスが家計に加われば、返済不能に陥る人が増え、個人破産などの法的整理や任意整理が増加してくるおそれがある。「テスト与信」が増加していることを考えると、多額の債務を抱えていなくても返済不能に陥る若年層が増えてくることも考えられる。そうした状況を招くと、貸金業の与信姿勢に対する批判的な見方が出てくるおそれがあるだろう。

消費者金融サービスの特性を踏まえた対応を

安定的な成長軌道に乗っている半面、信用リスクの高まりを警戒しなければならない市場環境といえるが、そうであればこそ、消費者金融サービスの特性を理解し、その特性があるがゆえに生じやすいリスクをどう抑止していくかをあらためて考える必要があるだろう。

資金需要は収入と支出とのギャップによって発生することはいうまでもないが、収入と支出のギャップを埋めるための金融手段は二つある。一つは、貯蓄である。平たくいえば、あらかじめお金をためておいて、ギャップに備える手段だ。もう一つの手段は借入で、借りたお金でギャップを埋め、後から返す方法だ。

貯蓄という手段は預金取扱金融機関が預貯金という形で提供し、借入れは預金取扱金融機関や貸金業者がカードローンや消費者ローンなどの消費者金融サービスという形で提供している。預貯金も消費者金融サービスも家計の調整弁としての役割を果たしており、同等の機能・価値を有する手段といえるだろう。

だが、明治以降、貯蓄が奨励されてきた歴史もあり、預貯金はその担い手も多く、家計にとってより身近な調整手段であった。一方、消費者金融サービスは、1877(明治10)年に、1871(明治4)年に一度廃止された利息制限法が復活し、過払い金を巡る論争があったことから分かるように、高利貸しと呼ばれる金貸しも多数存在しており、庶民にとって安全・安心に利用できる金融手段とはいえない面があったと思われる。

また、預貯金と消費者金融サービスは同じ家計の調整弁だが、金融手段としてのリスクはまったく異なる。その違いは、利用者から見れば、預貯金は預金取扱金融機関に対する与信行為であるのに対し、消費者金融サービスは与信を受ける受信行為である点に起因するといってもよいだろう。

預貯金には、基本的には預けている金融機関の経営破綻によって預金が払い戻されなくなるというリスクがあるが、預金保険制度によってそのリスクは小さく抑えられている。

一方、消費者金融サービスの場合は、逆に利用者が返済不能に陥るリスクがある。今でこそ、高金利により債務が膨らみ返済能力を超えてしまいやすくなるリスクは大きく軽減されたが、利息の負担は利用者にとって返済不能リスクを高めるものであることは間違いない。借入れが中長期化し、債務が増えるほど、利息の弁済負担が大きくなるので、借入額を少額にとどめ、借入期間をできるだけ短期に抑えることが、健全な利用につながるというまでもない。

ところが、資金需要者にとっては必要とする資金をいかに早く調達するかが優先事項であり、借入れの際に自身の返済能力を客観的に評価し、返済能力に応じた適切な借入額や返済計画をシミュレーションできるとは限らない。

こうしたことをするには、一定の金融リテラシーが必要になるが、金融広報中央委員会の「金融リテラシー調査2022年」の結果を見ると、消費者ローンを借りている人の正答率は47.9%と、全サンプル55.7%を下回っており、金融リテラシーは相対的に低い。「お金について長期計画を立て、達成するよう努力している人の割合」は30.5%と、全サンプルの50.4%とは19.9%ポイントの差がある。近視眼的行動バイアスが強い人の割合も68.4%と、全サンプルの46.4%よりも22%ポイント高い。

貯蓄は奨励されても、消費者金融サービスの利用は禁忌扱いされてきたため、消費者金融サービスを健全に利用するための金融リテラシーを身に付ける機会が与えられてこなかった面もあろう。

健全な利用を促す継続的な働きかけを

預貯金に比べて利用者側のリスクの高い金融サービスを、リスクを回避する金融リテラシーが相対的に低い層に提供しているのが、消費者金融サービスの特性である。この特性を踏まえた、利用者への働きかけを強化していくことが、消費者金融サービスの持続的な成長にとって、何よりも必要なことではなかろうか。同じ轍を踏まないようにする、自主的な取組が求められていると思われる。

その取組を考えるうえでは、かつての多重債務問題の背景として、貧困層など本来は政策金融で救済すべき層を民間の市場に取り入れてしまった実態があったことも考慮すべきだろう。

今般のコロナウイルス感染症の拡大により、多重債務者の拡大や返済不能者の拡大が懸念されていたが、幸い今のところ、そういう事態にはならずすんでいる。貸金業者の延滞率や不良債権率は低位安定している。コロナ禍においても信用リスクが拡大しなかったのは、特別定額給付金が支給され、緊急小口資金等の特例貸付が実施されたことも理由の一つであろう。特例貸付の貸付決定金額は1兆4,431億円に達した。筆者は、政策金融が適切に発動されれば、貸金業の市場は多くの規制を必要とせず、自律的な市場となり得ることの証左ではないかと受け止めている。

では、利用者にどのような働きかけをすべきなのかというと、以下のような点が求められていると考える。

- ①新規借入時における貧困、依存症などの要因の有無を探る深度あるヒアリングの実施と、社会保障や救済機関等への誘導。
- ②新規契約時における金融リテラシー、家計管理能力のチェックと、基礎知識習得の支援。
- ③初期延滞時における注意喚起と家計の状況把握。
- ④借入期間が長期化してきた利用者に対する理由の聴取、収支バランスのチェック。
- ⑤初期延滞時、極度増額時等における予防的カウンセリングプログラムの提供。
- ⑥延滞持続時のリスケジュール、債務整理等の救済手段の周知と家計改善の働きかけ、社会保障等への誘導。

デジタル化が進展し、スマホアプリが利用者とのタッチポイントになっている現状を考えると、①～④については、アプリを活用することで、利用者とのコミュニケーションがとりやすくなるだろう。

デジタル化というイノベーションを、借入れのUI/UXを高めるだけでなく、完済に至るまでのカスタマージャーニー全体を通した顧客体験の向上につなげていくことが、成長を持続させる鍵になるのではないだろうか。そうした取組が定着すれば、規制緩和による、自律的な市場への転換が視野に入ってくるだろう。

【浅見 淳 氏 プロフィール】

1960年生まれ。1983年株式会社金融財政（当時）に入社。以後「週刊 金融財政事情」「月刊 消費者信用」の編集部に在籍し、40年以上にわたり、リテール金融分野を主なフィールドにし取材活動を続けている。1989年より4年間、「月刊 消費者信用」の編集長を務めた後、「週刊 金融財政事情」に移り、2000年、同誌の編集長に就く。2003年4月から、ふたたび「月刊 消費者信用」の編集に携わり、現在に至る。

参入規制について

〈主な関係法令：貸金業法第3条、第6条〉

第1回

寄稿

JFSA協会活動

インフォメーション



※本号より「貸金業法ポイント解説」を連載します。貸金業法の基礎知識をわかりやすくお届けします。

- 貸金業を営もうとする者は、営業所等の設置状況により、主たる営業所等の所在地を管轄する財務局長、または都道府県知事の登録を受けなければなりません。
- 平成18(2006)年の法改正により、貸金業の参入規制(登録拒否要件)が大幅に強化されました。

法改正により規制強化

貸金業者として登録を受けるには、次のような要件を充足する必要があります。

財産的基礎要件

貸金業を営むために必要な純資産額が5,000万円に引き上げられました。法改正前の水準(法人については500万円、個人事業主については300万円)から大幅に増額され、財産的基盤の充実が求められています。



純資産の算定は貸借対照表ベースで行われ、登録時だけでなく継続的な維持が必要です。

貸金業務取扱主任者の設置

貸金業務取扱主任者の国家試験制度が導入され、営業所等ごとに貸金業の業務に従事する者50名につき1名以上の設置が義務付けられました。法令遵守の要となる重要な役職です。 ※貸金業法第12条の3



貸金業務取扱主任者は3年ごとに法定講習を受講し、主任者登録を更新する必要があります。

業務管理体制

「貸金業を的確に遂行するための必要な体制」が整備されていることが、登録要件に追加されました。社内規則の整備をはじめとする包括的な業務管理体制の構築が必要です。



社内規則は日本貸金業協会の自主規制規則と同等の水準が求められます。

このほかにも

- 貸付けの業務の従事歴(常務に従事する役員のうちに貸付けの業務に3年以上従事した経験を有する者がある等)
- 指定信用情報機関への加入(個人向け貸付けや個人を保証人とする場合)
- 貸金業法第6条第1項各号(登録拒否要件)に該当しないこと
- 指定紛争解決機関(日本貸金業協会)との手続実施基本契約の締結 ※貸金業法第12条の2の2

認知心理学の知見を取り入れて “記憶に残る”消費者啓発を

中央大学で金融トラブル防止のためのクイズラリーを開催

日本貸金業協会は、中央大学文学部心理学専攻・有賀敦紀研究室の監修と東京都八王子市の後援のもと、金融トラブルの実例や金融の基礎知識を学べるクイズラリーを実施しました。

企画の段階から、有賀研究室の学生が主体となって進められ、トラブルに巻き込まれやすい若年層の視点が活かされた取り組みとなりました。使用したクイズは、当協会の消費者啓発資料「金融トラブル防止のためのQ&A BOOK 22の疑問」をベースに作成されました。

終了後のアンケート（n=137）では、全参加者が「金融リテラシーが向上した」と感じていました（「とても向上した」48%、「少し向上した」52%）。また、「参加してよかった」という回答も100%（「とてもよかった」73%、「少しよかった」27%）にのぼり、取り組みに対する満足度は非常に高い結果となりました。



概要

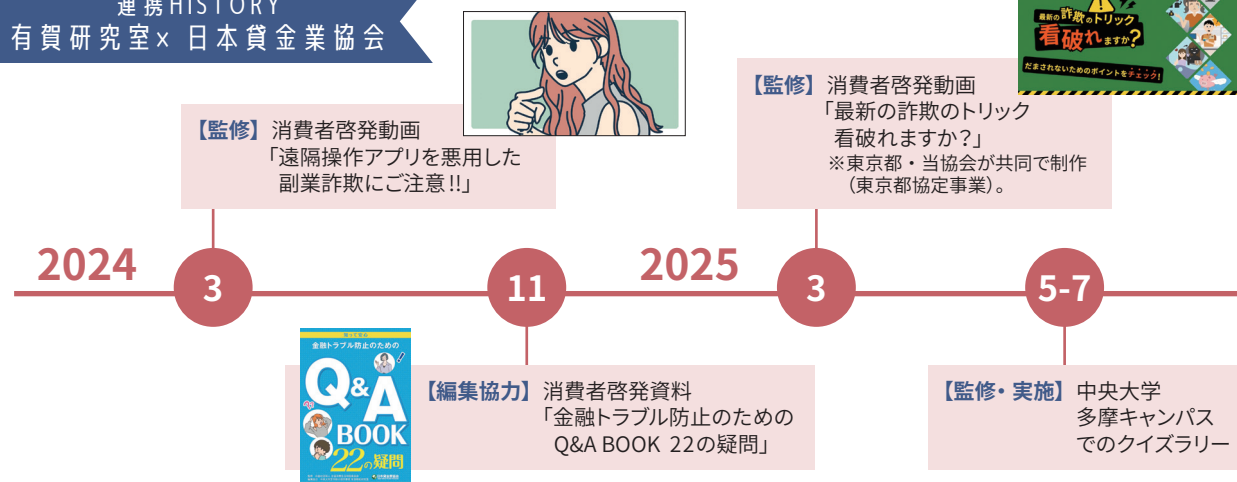
- ・期間：2025年5月26日～7月31日
- ・場所：中央大学多摩キャンパス
- ・対象：全学生

実施経緯

2022年の成年年齢引き下げ以降、生活環境が大きく変化する大学生は詐欺の格好のターゲットになり得ることから、学生の意見を聞きながら、学生を対象とした参加型の啓発キャンペーンを企画しました。

◀ 文学部棟内にクイズの書かれたポスターを掲示し、二次元コードから回答してもらう。

連携HISTORY 有賀研究室 x 日本貸金業協会



<本取り組みに関するお問い合わせ先> 教育研修部 電話 03-5739-3018

INTERVIEW

中央大学文学部心理学専攻
有賀研究室

● 有賀敦紀 教授 (写真右上)

【略歴】博士(心理学・東京大学)。イリノイ大学アーバナ・シャンペーン校客員研究員、立正大学専任講師・准教授、広島大学准教授を経て現職。専門は認知心理学、消費者心理学。

● 修士2年 久保夏海さん (写真左下)

● 学部4年 木次恵さん (写真右下)

● 学部4年 高橋靖知さん (写真左上)



▲ 有賀教授の研究室にて(広報課撮影)

“記憶に残る”消費者啓発とは——。中央大学文学部心理学専攻 有賀敦紀教授と、有賀研究室所属の久保夏海さん、木次恵さん、高橋靖知さんに、行動や認知のしくみから見える工夫と課題を伺いました。

中央大学有賀研究室について

Q はじめに、中央大学有賀研究室はどのような研究・活動をされているのか教えてください。

有賀先生 心理学、中でも認知心理学という学問がこの研究室の専門分野であり、私は物を見た時の認識過程を専門にしています。元々は基礎研究として認知心理学をやっていたんですけども、最近では、それを社会還元できないのかということも踏まえて、活動をしています。

Q 有賀研究室には、現在何名の学生がいるのですか。

有賀先生 研究室は3年生から配属なんですけど、3年生8名、4年生15名、大学院生では修士課程2名、博士課程2名の計27名が所属しています。

Q 中央大学心理学専攻の特徴を教えてください。

有賀先生 特徴としては、比較的規模が小さいので、学生からしたら全ての先生のことを知っているし、全ての先生も学生のことを知っているというように、学生と先生のコミュニケーションは多いと思います。

木次さん 授業で言うと、文学部の中に心理学専攻があるので、語学や哲学など、文学部の他の授業も勉強しながら心理学の勉強をできる環境です。

Q 学生の方に、現在どのようなテーマで研究をされているかについてお聞きします。はじめに、久保さんお願いします。

久保さん 私は心理学以外にも、マーケティングや商学にも興味があったので、実務応用しやすいテーマとして、人の五感がどの様に組み合わせって物を評価したり感じたりするのかといった、多感覚統合に関する研究をしています。

Q 木次さんはいかがでしょうか。

木次さん 私は社会的認知や顔認知について関心があり、第一印象の研究をしています。PC画面に表示した顔写真の印象を見てもらい、顔の認識や魅力評価のプロセスを調べるといった実験をしています。

Q 最後に、高橋さんお願いします。

高橋さん 僕は将来広告などの仕事がしたいと思っていて、覚えやすい・忘れられやすい広告といったように、実務に応用できるものとして検索誘導性忘却という忘却現象を手がかりに研究しています。

有賀先生 有賀研究室では、実験においてアンケートはあまり使わず、実験室に人を呼び、認知課題におけるパフォーマンス(選択、評価、意思決定など)を調べています。

日本貸金業協会との連携について

※詳しい取組み内容は本誌10ページをご参照ください。

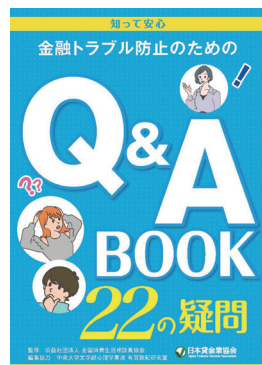
Q 有賀先生と学生の皆さまには、心理学の専門家として当協会の消費者啓発活動に助言をいただいています。当協会から要請を受けた際、どう感じましたか。

有賀先生 今まで関わったことのない業界でしたが、国民生活センターからの紹介ということで、安心感がありました。認知心理学は基礎研究なので、自分の目の前のテーマを研究して、それを学者に向けて発表して終わりというのが今までは多かったのですが、やっていることを社会還元できないかというのはずっと思っていました。周りから必要とされ、それに応えて一緒に何かできれば、私の幅も広がるのではと思っていたタイミングで声をかけていただいたので、やってみようということになりました。

Q 当協会の消費者啓発資料「金融トラブル防止のためのQ&A BOOK 22の疑問」の編集について、意識されたことなどを教えてください。

久保さん 編集協力にあたり、「Q&A BOOK」の想定読者である若者は、金融に対してハードルの高さを感じている人が多いと思うので、読みにくさによって内容の理解が妨げられてはいけないと思っていました。そこで、読みにくさを感じる部分を減らすため、キーワードの強調方法に統一感を持たせるなど、若者の視点を意識して工夫しました。

有賀先生 心理学が貢献できるのは、読みやすさや分かりやすさの部分だと思います。載せる情報量が多すぎると、結局読者の記憶に残らないという状態になってしまうので、必要な情報だけを伝えるということは心がけました。この点は編集協力をしてくれた学生とも共有してできた部分かなと感じています。作成する側は、どうしても情報を詰め込みたくなってしまうのですが、勇気を持って削ることは大切なことなので、その部分は私たちに任せられている役割と認識して、アドバイスをさせてもらいました。



消費者啓発資料「金融トラブル防止のためのQ&A BOOK 22の疑問」

Q 東京都共同で制作した消費者啓発動画の「最新の詐欺のトリック 看破れますか？」というタイトルは、とても印象に残るネーミングだと感じました。

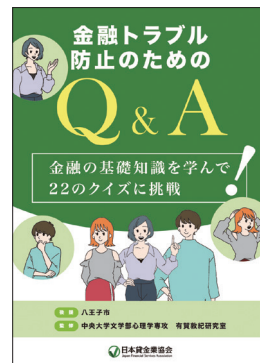
有賀先生 多くの方は、自分は詐欺に騙されないと思っ込んでいますので、その思い込みを刺激することを狙いました。クイズに参加してもらう感覚で視聴してもらえばいいかなと思い、問いかける形にしました。最初のタイトルが長いと見てもらえなくなってしまうので、1つのワードの方が効果的だと思いました。



消費者啓発動画「最新の詐欺のトリック 看破れますか？」

Q 中央大学多摩キャンパスでのクイズラリーは、有賀先生の後押しがあってこそ実現できたと思います。

有賀先生 新たな取組みということで、学内調整には少々苦労しました。周りの心理学専攻の先生方は、貸金業界という立場にある協会が啓発をすることが大事だとずっと主張して、サポートしてくれました。そういった経緯がありますので、私だけというよりは、周りの先生方に助けてもらいながら実現したという側面が大きいかなと思います。



クイズラリーポスター

Q 学生の反響はいかがでしたか。

有賀先生 直接大学に感想を言ってくれる人もいて、「知らないことがいっぱいあった」「勉強になった」といった好評な意見が多く、参加者に対する啓発効果は高かったと思います。今回、クイズラリーという形式にしたら、「Q&A BOOK」を読まない人も参加してくれるのではと思って開催したという意図もありましたが、今後は、金融トラブルへの関心が乏しい人をいかに取り込むのが課題だと感じました。

金融トラブルに遭わないために ～心理学の知見から

Q 近年、若年層を狙った金融トラブルが多くありますが、学生の皆さんは、身の回りでそういった話は見聞きされますか。

木次さん SNS 上で「チケットを譲ります」「グッズを代行します」と言われて、実際にお金を払ったら、チケットが貰えない、グッズが届かないといった話はたまに聞きます。

高橋さん サブスクリプションで購入したサプリメントを、何か月も解約できなくて困ったという事例は聞いたことがあります。商品サイトをよく見ると、「〇か月は解約できません」と小さく書いてあったようです。

有賀先生 学生が詐欺の受け子をしてしまったという事例も実際にありました。意外に身近にあるんだなという印象を受けましたね。

Q アルバイトの応募など、インターネットで情報を提供することが一般化しています。免許証のコピーを渡し、後で脅されるといったトラブルも報じられていますが、インターネット上で個人情報を出すことに抵抗感がありますか。

久保さん みな、あまり抵抗感はないのではないかと思います。私の場合は、アルバイト探しは大手サービスを利用するよう気を付けています。

Q 消費者が金融トラブルに遭わないためにはどのようなことを心がけたら良いでしょうか。ご専門の立場から、教えてください。

有賀先生 人間は基本的に、合理的な判断はできないものですので、あまり自分を過信しないことが重要になります。人は騙されるものだと思えて、物事を見ていくことが大切だと思います。また、人間は与えられた情報のポジティブな側面を重視する傾向にあります（ポジティブバイアス）。それにより、「契約時の料金が高額」「一定期間解約できない」といった、消費者の意思決定にとってネガティブな情報が無視あるいは過小評価され、契約や購入に至ってしまうケースも存在します。意思決定に重要な情報を見逃さないために、契約・購入時に確認するチェックリストを用意しておくことは有効です。定期購入なのか、キャ

ンセル手続きはどうなっているのかなど、最低限の項目だけでも確認する習慣をつくることで、情報を見落とすリスクを軽減させられると思います。



Q それでは、私たちのような消費者に啓発する側へのアドバイスをお願いします。注意喚起を効果的に届けるには、どのような工夫をしたら良いでしょうか。

有賀先生 「騙されるのは皆同じだから、皆で気を付けましょう」といった、情報共有のスタンスの方が受け入れてもらいやすいのかなと思います。最初から騙されないように過ごそうとすると、人によっては外出しないなど、人生の過ごし方としてはハッピーなものではなくなってしまいます。ですので、「騙されるのは当たり前で、被害に遭う直前までに気付くことができるような教養を身に付けましょう」という姿勢の方が、防犯にもなりますし、その人自身の人生を豊かにもするものだと思います。

ありがとうございました。今後とも消費者啓発でのご連携をよろしくお願いします。

【インタビューを終えて】

有賀研究室の皆さまには、終始和やかな雰囲気の中でお話しいただき、大変有意義な時間を過ごすことができました。学生の方からは、身近な金融トラブルに関するお話も伺い、若年層への啓発活動の重要性を改めて実感しました。今後の協会活動に活かしてまいります。

(広報課 南羽)

中央大学について

中央大学は、1885年に創立された歴史ある私立総合大学です。東京都内に複数のキャンパスを構え（本部：八王子市）、約3万人の学生が在籍しています。

中央大学 HP



中央大学 HP

日本貸金業協会の支部組織

～全国に広がるネットワーク～

日本貸金業協会は、東京都に本部を置き、47都道府県に支部を配置している全国組織です。

各支部は、多様な関係者との協力・協働を通じて資金需要者等の利益の保護と貸金業の健全な発展に寄与しており、なかでも北海道・宮城県・東京都・愛知県・石川県・大阪府・広島県・香川県・熊本県・福岡県・沖縄県の11支部は、拠点支部として管轄エリアを統括しています。

支部の機能・役割

●行政協力事務

貸金業法の規定に基づき、財務局や都道府県と協定を締結し、貸金業に関する登録申請や届出、報告書の受付を行っています。

●協会員支援

協会員が適切な業務運営を行うための支援や情報提供を行っています。各地で開催する業務研修会や協会員懇談会（個別会合）も、管轄支部が本部所管部と共同で運営しています。

●地域連携

登録行政庁や消費生活センター等を定期的に訪問して情報提供・意見交換を行っています。また、貸金業監督者会議や多重債務問題対策協議会等にも積極的に参画しています。

●相談・苦情対応

資金需要者等からの相談や苦情の対応を行っています。

●貸付自粛対応

資金需要者等の利益を保護するため貸付自粛制度の取扱い（自粛申告の受付）を行っています。

●消費者啓発・金融経済教育

関係機関・団体と連携し、多重債務防止の啓発活動や金融経済教育セミナーを実施しています。また、金融リテラシー向上コンソーシアムとしても各種取組みを行っています。

TOPICS 支部業務部が発足

今年4月に支部業務部が発足し、東京都支部（管轄する特例支部を含む）の業務を同部に統合しました。

これまで拠点支部と本部は緊密に連携し、統一的な業務運営と地域特性に応じた対応を両立させてきましたが、今般、支部・本部間の連携を一層強化し、支部業務の効率化や事務品質の向上、業務の継続性の確保等を一体的に推進する体制を整備しました。



▲ 拠点支部と管轄エリア

【支部業務に関するお問い合わせ】

支部業務部（電話 03-5739-3012）または各支部 ※支部の連絡先は本誌の裏表紙（最終ページ）をご参照ください。



協会独自の生活再建支援カウンセリング

～生活再建への伴走～

貸金業相談・紛争解決センターでは、「債務整理はできたが、家計管理が苦手で今後の生活が不安」「依存的な行動（ギャンブルや買い物癖）によって生じた金銭問題がある」などといったケースには、再発防止を目的とした生活再建支援カウンセリングを行っています。



協会HP
(生活再建支援
カウンセリング)



寄稿

JFSA 協会活動

インフォメーション

◆当協会のカウンセリングの特徴◆

行動改善に重点



生活そのものの
立て直しに
フォーカスしている

考え方のクセや 行動面へアプローチ



多重債務の背景にある
行動パターンに
焦点を当てている

ご家族も 支援対象



ご本人だけでなく
ご家族への
カウンセリングも実施
している（家族のみも可）

柔軟な相談体制 （相談無料）



全国を対象に
電話や対面による
カウンセリングを
実施している

問い合わせ
Contact



日本貸金業協会
貸金業相談・紛争解決センター

受付時間 9：00～17：00
(土・日・祝休日・年末年始を除く)



0570-051-051

または

**03-5739-3861 /
050-3494-7988**

カウンセラー養成の取組み



生活再建支援カウンセリングの活動を継続的に提供するため、協会内の職員を対象に公募を行い、『生活再建支援カウンセラー養成プログラム』を実施しました。

認定を受けた職員は、定期的なフォローアップ研修を受けながら、多重債務などの悩みを抱えている相談者の支援をするため、日々活躍しています。



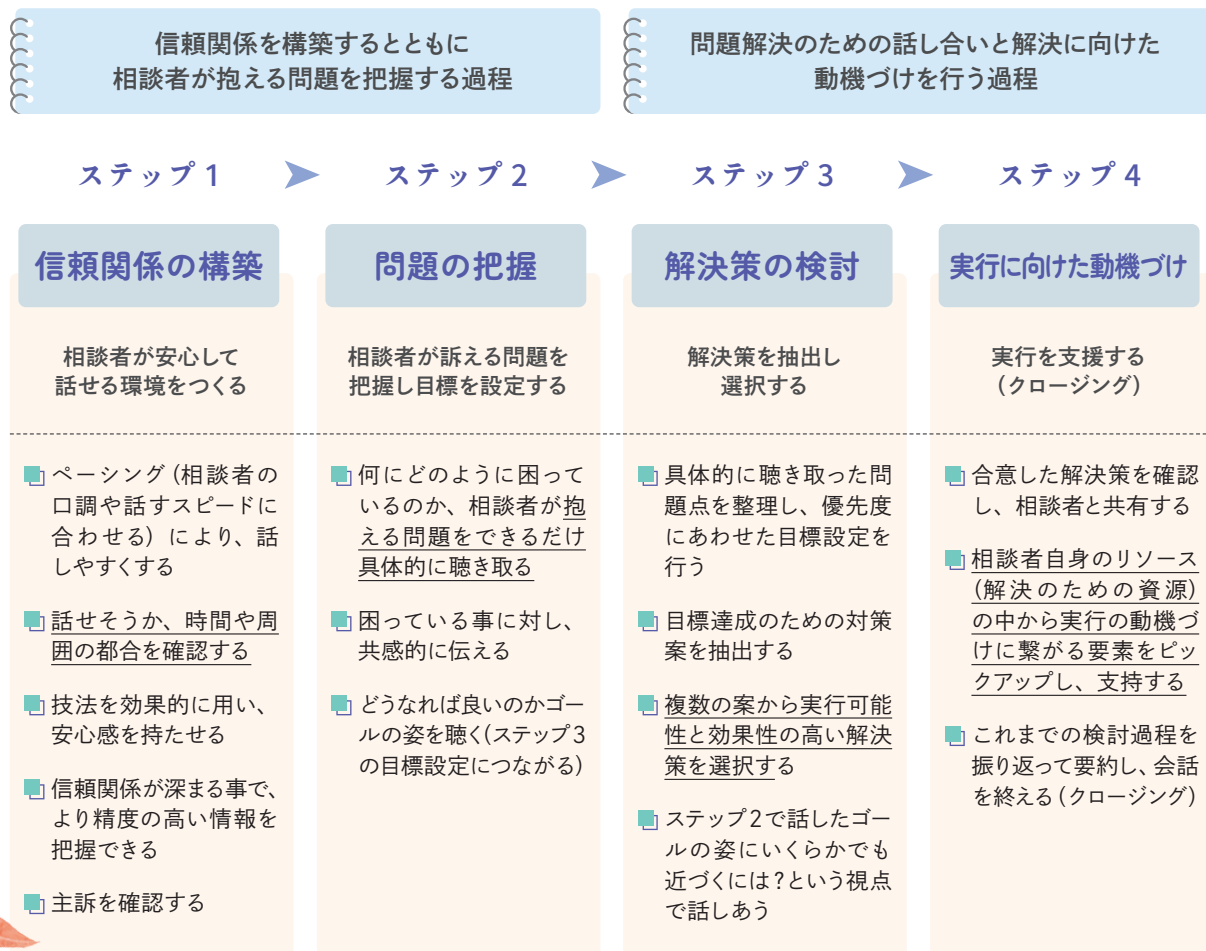
■ カウンセラーとして心がけていること ■

- ◆ 多重債務者というレッテルを貼らない（先入観をもたない）
- ◆ 信頼関係構築を基本とする
- ◆ 解決に向けて動機づけを高め、動かしていくことを重要視する
- ◆ 自分の力で解決できたことによる自信の回復を目指す
- ◆ 今後、また似たような問題が起きても自分で乗り越えられるようサポートする



■ 1回のカウンセリングの流れ ■

- ◆ 協会のカウンセリングは、1回につき約1時間を目安に行っています。
- ◆ カウンセラーは、下記の相談ステップを意識しながら、相談者のペースに合わせて丁寧に対応しています。





■ カウンセリング事例 ■ ～趣味に没頭し、散財してしまった男性～

単独（本人）編

相談者のプロフィール

- ・相談者は50代男性。会社員。既婚（妻・子供2人）。
- ・高級バイクの購入や車の改造費などで過去3回、返済困難となり、その際はいずれも親族（親・妻）が立て替えた。今回も趣味の買い物が原因で返済困難となり、任意整理を行い返済を継続している状況である。

実施内容

■ カウンセリング回数：全 17 回

■ 終了までの期間：2 年 10 か月

※カウンセリングの頻度や期間（開始から終了まで）は、相談者一人ひとりの状況によって異なります。

● カウンセリング開始

相談者は「妻の信用を取り戻すために、二度と借金をしないようになりたい」と強い意志を持ってカウンセリングを開始した。初回面談では、過去の借金に対する深い後悔と、家族への思いが率直に語られ、特に家族との信頼関係の回復を強く望む姿勢が見られた。少額ながら小遣いの範囲を超えた買い物を「このくらいなら問題ないだろう」と自己判断で行う傾向があり、これが借金再発の要因と考えられた。相談者は自身の「誤った行動パターン」を認識し、それを修正することで再び多重債務に陥らない生活習慣を確立することに合意した。

● 取組み期

自身の「誤った行動パターン」を認識し、それを修正するために、具体的な取組みとして、毎朝手帳に○×△を記録し、自身の行動や思考を振り返ることで衝動的な消費を抑える力を養った。月に一度カウンセラーに報告することで、外的な抑止力も働き、継続的な行動変容につながった。途中、妻のたばこを無断で使用したことで「変わっていない」と叱責を受けたが、この出来事が契機となり、自己観察への取組みがより真剣なものとなった。

● カウンセリング卒業に向けて

「本当に必要か？」と自問する習慣が定着し、欲しいものがある際には妻に相談することで物欲を共有・整理できるようになった。必要性が認められた場合には、妻から「頑張っているから、買っていいよ」と承認される場面もあり、夫婦間の信頼と協力関係が深まった。家計についても夫婦で話し合えるようになり、金銭に関する「やましき」がなくなったことで、正直に向き合えるようになった。相談者自身も、妻の信頼を回復しつつあるという手応えを感じており、カウンセリングの目的が達成されたと判断し、卒業となった。

※相談者のプライバシー保護の観点から、実際の事案の本質を損なわない範囲で編集しています。

相談者の感想

自分の中で何が問題で、何をすればいいか一緒に考えてもらえました。
具体的な目標があることで、行動に取り組みやすくなり、結果的に習慣化できたのだと思います。
できたことを認めてもらったことで自信につながりました。
最初はカウンセリングに対して半信半疑で、継続できるタイプではないと思っていましたが、気づけば2年以上も続けられました。今では、お金の使い方についても「もう大丈夫」と思えるようになりました。





金融リテラシー向上 コンソーシアムの活動

「金融リテラシー向上コンソーシアム」は設立以来、若年層の金融トラブルを未然に防ぐことを目的に、主に中学校・高校・専門学校など、社会に出る前の学生や新社会人を対象としたセミナー（出前授業）を開催しております。また、関係機関・団体との連携による金融詐欺被害の防止施策に取り組みながら、「お金でつまづかない人を一人でも増やす」をテーマに活動しています。

【金融リテラシー向上コンソーシアムの成り立ち】

2023年6月、日本貸金業協会と貸金業大手4社が協働で設立した団体です（今年7月末現在、12社・団体加盟）。金融リテラシー向上及び金融トラブル被害防止等により、消費者保護に寄与することを目的としています。

※ ロゴマークの「FLIC」は、Financial Literacy Improvement Consortium の略称です。

金融経済教育セミナーのお申込み・お問い合わせ

講師派遣や資料提供等はすべて無料です

- 事務局（日本貸金業協会内） 電話 **03-5739-3016**
- 専用ホームページ <https://www.j-fsa.or.jp/flic/>

金融リテラシー向上
コンソーシアム



オンラインカジノのコンテンツを新規作成

昨今、話題となっているオンラインカジノ問題を鑑みて、コンソーシアムでも違法性や刑罰の内容について啓発するスライド教材を作成しました。金融トラブルのコンテンツとして、セミナーで使用しています。



◀▼ オンラインカジノのスライド（一部）



セミナーレポート | 九州産業大学にて体系的な金融セミナーを開催！

対象	九州産業大学、教養科目（全学部対象・履修者数110名）
開始時期	2025年4月9日開講（毎週水曜、2限目11：00～12：40）
講義テーマ	実生活に必要な金融リテラシーを体系的に身につける
講義時間	100分



今年4月9日から7月16日にかけて、九州産業大学（福岡県福岡市東区）で「実生活に必要な金融リテラシーを体系的に身につける」というテーマの寄付講座を実施しました。シラバスの作成や学生の評価方法など、各団体や大学側と綿密な調整を経て開講に至りました。本講座はコンソーシアムをはじめとする複数の団体が毎週講師を務め、講義の最後に理解度の確認テストを実施する形式で行われました。最終講義では、グループに分かれて、ライフプランおよびキャリアプランとその資金計画について、学生同士でプレゼンテーションを実施しました。詳細なカリキュラムは下表のとおりです。

※ FLIC：金融リテラシー向上コンソーシアム、J-FLEC：金融経済教育推進機構

開催日	講義テーマ	担当講師
4/9	ガイダンス	FLIC
4/16	金融・経済のしくみを知ろう	FLIC
4/23	キャリアプランニング	FLIC
4/30	家計管理	J-FLEC
5/7	ライフプランニング	FLIC
5/14	自分の将来のために日本の未来を考える	福岡財務支局
5/21	ローン・クレジット	FLIC

開催日	講義テーマ	担当講師
6/4	資産形成（基礎）	J-FLEC
6/11	資産形成（応用）	東京証券取引所
6/18	消費者トラブル①	FLIC
6/25	消費者トラブル②	FLIC 福岡県警察
7/2	支え合う社会の仕組み	FLIC
7/9	プレゼンテーション に向けた説明	FLIC
7/16	プレゼンテーション	FLIC

◆受講者アンケートの結果◆

学生から反響が大きかった講義テーマの一つは『ライフプランニング』であり、「自分の将来をじっくり考えられた」や「プレゼンを通じて他の人のライフプランを知ることができて参考になった」という声が寄せられました。また『資産形成』（基礎・応用）についても「講師の説明が分かりやすく、就活にも活かせるような学習内容だった」との感想が見受けられ、好評を博したことが伺えます。

また、『自分の将来のために日本の未来を考える』講義においては、自身が総理大臣になりきって国家予算を執行するという疑似体験に興味を持って取り組んでいただけました。

最終講義では、当協会福岡県支部のサポートもあり、円滑なプレゼンテーションが行われ、受講者にとって良い学習機会を提供することができました。

アンケートで収集した要望等をもとに改善を図り、来年度も良質な講義の提供を目指してまいります。



▲ 最終プレゼンテーションの様相（九州産業大学）

株式会社日本信用情報機構からのお知らせ

JICC インフォメーション

第39回定時株主総会の開催

2025年6月24日、第39回定時株主総会を開催しました。第39期の事業報告を行った後、すべての株主総会議案について承認可決されました。株主総会後の取締役及び監査役は以下のとおりです。

(重任) 代表取締役社長執行役員	福元 一雄	全社総覧
(重任) 取締役常務執行役員	戸田 和彦	営業統括部担当、消費者サービス部担当
(重任) 取締役常務執行役員	小野 哲	リスク・コンプライアンス統括部担当、監査部担当
(新任) 取締役常務執行役員	小川 雅史	経営企画部担当、システム本部担当
(重任) 取締役	小楠 鉄哉 ※	—
(重任) 取締役	田中 宏治 ※	—
(新任) 取締役	増田 俊之 ※	—

(※) 会社法第2条第15号に定める社外取締役

(再任) 監査役	竹澤 雅樹	—
(重任) 監査役	滝川 佳代 ※	—
(重任) 監査役	今井 進一 ※	—

(※) 会社法第2条第16号に定める社外監査役

データでみる JICC

2025年度第1四半期までの実績をまとめました。

詳細は、当社ウェブサイト (<https://www.jicc.co.jp/aboutus/credit-info/statistics>) をご参照ください。

■加盟会員の状況

	25年3月末	25年6月末	増減
総加盟会員数(社)	1,263	1,256	▲7
内 加入貸金業者数(社)	758	754	▲4

■照会の状況

	24年度4～6月	25年度4～6月	前年度同期比
総照会件数(万件)	3,919	4,123	105.2%
内 加入貸金業者からの照会数(万件)	3,151	3,322	105.4%

■登録の状況

	25年3月末	25年6月末	増減
[総登録情報]			
総登録件数(万件)	49,947	50,402	455
登録残高の合計額(億円)	3,067,687	3,116,134	48,447
[貸金業法対象情報]			
登録人数(万人)	1,699.4	1,701.9	2.5
登録件数(万件)	3,015.3	3,030.6	15.3
登録残高の合計額(億円)	88,366	89,816	1,450

■信用情報開示の状況

	24年度4～6月	25年度4～6月	前年度同期比
開示件数(件)	27,328	38,299	140.1%

■2025年度の新規加盟会員

	VRサポート(株)
4月	(株)バンカブル
	(株)ゼロメディカル
5月	静岡県農業信用基金協会
	蒲郡信用金庫
6月	G.I.F.T(株)



新規加入会員のご紹介

2025年3月～2025年8月

～日本全国に広がる協会員の輪～



日本貸金業協会の
シンボルマークは
安心・信頼の目印。
協会員の証

2025年3月から2025年8月の6か月間に、
次の27業者が日本貸金業協会に加入しましたので
ご紹介いたします。

【注】掲載内容は、理事会加入承認時点のものです。
最新情報は、協会ホームページの協会員情報をご覧ください。

協会員情報



令和6年度第12回理事会 承認分(令和7年3月19日開催)

	協会員番号	登録番号	商号又は名称	本店所在地
1	006369	東京都知事(1)第32010号	トゥルーバキャピタル株式会社	東京都
2	006370	東京都知事(1)第32011号	スリーアイズキャピタル株式会社	東京都

令和7年度第1回理事会 承認分(令和7年4月23日開催)

	協会員番号	登録番号	商号又は名称	本店所在地
1	006371	東京都知事(1)第31996号	株式会社Brighten Japan	東京都
2	006372	東京都知事(1)第32015号	フリー創業融資サポート株式会社	東京都
3	006373	東京都知事(1)第32017号	株式会社TERASS	東京都
4	006374	山梨県知事(1)第00714号	山梨中銀リース株式会社	山梨県
5	006375	群馬県知事(1)第01222号	株式会社アッコラ	群馬県

令和7年度第2回理事会 承認分(令和7年5月21日開催)

	協会員番号	登録番号	商号又は名称	本店所在地
1	006376	東京都知事(1)第31998号	YEN LOANS株式会社	東京都
2	006377	大阪府知事(1)第13034号	株式会社日上資産管理	大阪府
3	006378	岡山県知事(1)第02158号	株式会社両備ファイナンス	岡山県
4	006379	徳島県知事(1)第00865号	ACサポート株式会社	徳島県
5	006380	東京都知事(1)第32018号	サン	東京都

令和7年度第3回理事会 承認分(令和7年6月11日開催)

	協会員番号	登録番号	商号又は名称	本店所在地
1	006381	東京都知事(8)第28444号	イーグル株式会社	東京都
2	006382	東京都知事(1)第32022号	ACSリース株式会社	東京都
3	006383	東京都知事(1)第32024号	ルネッサンスキャピタル株式会社	東京都
4	006384	東京都知事(1)第32025号	株式会社リゾートファイナンス	東京都
5	006385	福岡県知事(5)第08649号	マルユウ	福岡県

令和7年度第4回理事会 承認分(令和7年7月16日開催)

	協会員番号	登録番号	商号又は名称	本店所在地
1	006386	東京都知事(1)第32026号	リバーストーン・パートナーズ株式会社	東京都
2	006387	東京都知事(1)第32027号	株式会社アレンダンド	東京都
3	006388	東京都知事(1)第32028号	マーチャント・バンカーズ株式会社	東京都
4	006389	新潟県知事(1)第01532号	株式会社Wisdom Holdings	新潟県
5	006390	富山県知事(1)第00683号	株式会社ゼクストフィンテック	富山県

令和7年度第5回理事会 承認分(令和7年8月20日開催)

	協会員番号	登録番号	商号又は名称	本店所在地
1	006391	東京都知事(3)第31749号	株式会社TRUST ONE	東京都
2	006392	東京都知事(1)第32031号	株式会社リバンク	東京都
3	006393	東京都知事(1)第32035号	投資事業有限責任組合しんぎん脱炭素応援ファンド	東京都
4	006394	大阪府知事(1)第13035号	株式会社和光住建	大阪府
5	006395	福岡県知事(1)第08699号	株式会社アンテレ	福岡県

貸金業に安心と信頼を。

～ 貸金業界の自主規制機能を担う日本貸金業協会 ～

日本貸金業協会は、2007年12月、貸金業法に基づく自主規制機関として内閣総理大臣の認可により設立され、事業目的を「貸金業者の業務の適正な運営を確保し、もって貸金業の健全な発展と資金需要者等の利益の保護を図るとともに、国民経済の適切な運営に資すること」（定款第4条）と規定しています。この目的に沿い設立以来、関係機関との緊密な連携のもと、業界の健全化を力強く推し進めてまいりました。

貸金業法では、貸金業を金融市場の重要な担い手として位置付けております。当協会は、健全な資金の供給により国民経済の発展に貢献し、社会から信頼され、資金需要者の皆さまから安心してご利用いただける貸金市場を実現していくため、すべての貸金業者の皆さまと共に力を合わせ、当協会が担う役割を果たしてまいります。

日本貸金業協会の概要

▶ 名称

日本貸金業協会
(英文名：Japan Financial Services Association)

▶ 設立日

2007年12月19日

▶ 所在地

〒108-0074 東京都港区高輪三丁目19番15号
二葉高輪ビル2F・3F

▶ 電話番号

03-5739-3011（代表）

▶ 相談・紛争解決窓口

0570-051-051

▶ ホームページ

<https://www.j-fsa.or.jp>

▶ 国の指定及び認定等

● 指定試験機関

2009年6月18日付で、貸金業法第24条の8第1項の規定に基づく貸金業務取扱主任者資格試験の実施に関する事務を行う「指定試験機関」として内閣総理大臣の指定を受けました。

● 認定個人情報保護団体

2010年3月31日付で、個人情報の保護に関する法律第47条第1項の規定に基づく「認定個人情報保護団体」として金融庁長官から認定を受けました。

● 指定紛争解決機関

2010年9月15日付で、貸金業法第41条の39第1項の規定に基づく「指定紛争解決機関」として金融庁長官から指定を受けました。

● 登録講習機関

貸金業法第24条の36第1項の規定に基づく「登録講習機関」として金融庁長官の登録を受けています。
(初回登録日2010年9月30日、以降都度更新)

▶ 役員体制

※2025年7月1日現在

公益理事

■ 副会長(自主規制会議議長)

家森 信善 神戸大学経済経営研究所 教授

垣内 秀介 東京大学大学院 法学政治学研究科 教授

田島 優子 弁護士

増田 悦子 公益社団法人 全国消費生活相談員協会 顧問

宮野谷 篤 株式会社岩手銀行 取締役

会員理事

■ 副会長(貸金戦略会議議長)

木下 盛好 アコム株式会社 代表取締役会長

■ 副会長(総務委員会委員長)

飯盛 徹夫 株式会社オリエントコーポレーション 取締役会長

青山 照久 株式会社セゾンファンデックス 代表取締役会長

片岡 龍郎 東光商事株式会社 代表取締役会長兼社長

金子 良平 SMBC コンシューマーファイナンス株式会社
取締役会長

角田 典彦 三菱UFJニコス株式会社 代表取締役社長

常任理事

■ 会長

倉中 伸

■ 副会長

三浦 雅樹

会員監事

内田 隆司 新生商事株式会社 代表取締役

岡本 強 栄光商事株式会社 代表取締役社長

常任監事

長谷川 潤

日本貸金業協会の運営方針

「新しい貸金市場を実現するため 中立・公正な信頼される自主規制機関をめざす」

基本理念

1. 健全な資金の供給により国民経済の発展に貢献する
2. 社会から信頼され安心して利用していただける新しい貸金市場をつくる
3. 中立・公正な自主規制機関として自立する

行動指針

1. 社会から信頼される新しい貸金市場をつくろう
2. 自信と誇りの持てる協会にしよう
3. 迅速・丁寧・誠実な対応を心がけよう
4. 無駄をなくして効率的な仕事をしよう
5. 風通しの良い明るい職場にしよう

編集後記



◆ 本号では、業界誌編集長による寄稿や中央大学文学部との連携事業を取り上げました。いずれも「本」や「学び」を連想させることから、表紙の図柄は「読書の秋」をイメージしました。本といえば「紙派か電子派か」という議論があります。紙をめくる心地よさもあるれば、電子の利便性もあり、それぞれに魅力があります。私は内容に応じて読み方を変える折衷派ですが、書店の衰退が懸念される今だからこそ、紙の本を手取る楽しみも忘れずにいたいと思います。（南羽）

◆ 秋を代表する味覚の一つである秋刀魚（サンマ）。ちょっと手間でも七輪で焼いた皮の香ばしさ、脂ののった美味しさは格別です。庶民の味として親しまれていますが、近頃は漁獲量の減少により価格が高騰し、高級魚の仲間入りかと騒がれたりもしました。今年は思いがけず豊漁とのことで、サケが不漁の中、戻ってきた秋刀魚のニュースにほっと胸を撫で下ろします。旬の味を楽しむことは、食のあり方や環境との向き合い方を考えるきっかけにもなるのかもしれません。（阿部）

JFSA 第41号 2025年秋号 発行日：2025年9月30日

JFSA 次号は2026年3月に刊行予定です

発行：日本貸金業協会
〒108-0074 東京都港区高輪三丁目19番15号 二葉高輪ビル2F・3F
電話 03-5739-3011（代表）

・本誌へのご意見や、送付先住所の変更などは
✉ kouhou@j-fsa.jp（広報課）までご連絡ください。

編集：日本貸金業協会 業務企画部 広報課
電話 03-5739-3013
メールアドレス kouhou@j-fsa.jp



日本貸金業協会の
シンボルマークは
安心・信頼の目印。
協会員の証

日本貸金業協会のシンボルマークは「譲葉（ゆずりは）」の花言葉“新生”をモチーフに図案化したものです。古い葉から新しい葉に生まれ変わり、上に向かって伸びていく様子を「V」の形で表したもので、「今まで築き上げてきたものを大切にしながら新しく発展していく協会でありたい」という思いをこめています。

この協会員の証であるシンボルマークが『安心・信頼の目印』としての役割を果たしています。

日本貸金業協会
Japan Financial Services Association

日本貸金業協会 

<https://www.j-fsa.or.jp>

〒108-0074
東京都港区高輪三丁目19番15号 二葉高輪ビル

支 部	電話番号	住 所
北 海 道 支 部	011-222-6033	〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西6丁目2-6 大樹生命札幌大通ビル 9F
宮 城 県 支 部	022-227-3844	〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町2-9-7 仙台YFビル 5F
岩 手 県 支 部	019-651-2767	〒020-0024 岩手県盛岡市菜園1-3-6 農林会館 10F
福 島 県 支 部	024-573-5671	〒960-8035 福島県福島市本町5-8 福島第一生命ビルディング 4F
秋 田 県 支 部	018-863-1732	〒010-0951 秋田県秋田市山王6-1-13 山王プレスビル 5F
青 森 県 支 部	017-721-2530	〒030-0862 青森県青森市古川1-10-13 AQUA古川1丁目ビル 3F
山 形 県 支 部	023-674-9622	〒990-0033 山形県山形市諏訪町1-1-1 センチュリープレイス山形 8F
東 京 都 支 部	03-5739-3021	〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15 二葉高輪ビル 2F
神 奈 川 県 支 部	045-227-9518	〒231-0021 神奈川県横浜市中区日本大通7番地 合人社横浜日本大通7 8F
埼 玉 県 支 部	048-824-0894	〒330-0074 埼玉県さいたま市浦和区北浦和5-6-5 浦和合同庁舎 3F
千 葉 県 支 部	043-284-4100	〒260-0045 千葉県千葉市中央区弁天1-2-8 四谷学院ビル 4F
山 梨 県 支 部	055-226-7820	〒400-0031 山梨県甲府市丸の内3-20-7 甲府フロントビル 8F
栃 木 県 支 部	028-624-0604	〒320-0032 栃木県宇都宮市昭和1-3-10 栃木県庁舎西別館 2F
茨 城 県 支 部	029-222-3558	〒310-0021 茨城県水戸市南町3-4-10 水戸FFセンタービル203号室
群 馬 県 支 部	027-260-8582	〒371-0024 群馬県前橋市表町2-18-19 ケヤキテラス 1F
新 潟 県 支 部	025-242-0377	〒950-0087 新潟県新潟市中央区東大通2-1-20 ステーションプラザ新潟ビル8F 808号室
長 野 県 支 部	026-269-0360	〒380-0921 長野県長野市大字栗田2142 倉シビル 2F
愛 知 県 支 部	052-265-5280	〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦3-6-35 CBC ANNEX 栄 6F
静 岡 県 支 部	054-255-8484	〒420-0853 静岡県静岡市葵区追手町3-11 しずおか焼津信用金庫追手町ビル 4F
三 重 県 支 部	059-226-9777	〒514-0006 三重県津市広明町112-5 第3いけだビル 4F
岐 阜 県 支 部	058-253-2959	〒500-8882 岐阜県岐阜市西野町7-4 吉光ビル
石 川 県 支 部	076-231-1200	〒920-0901 石川県金沢市彦三町2-5-27 名鉄北陸開発ビル 9F
福 井 県 支 部	0776-21-5508	〒910-0006 福井県福井市中央1-6-17 中央タワーパーキングビル 3F
富 山 県 支 部	076-444-2324	〒930-0005 富山県富山市新桜町6-24 COI'富山新桜町ビル 3F
大 阪 府 支 部	06-6260-0921	〒542-0081 大阪府大阪市中央区南船場一丁目16番20号 ムラキビルディング 3F
京 都 府 支 部	075-257-7490	〒604-8162 京都府京都市中京区烏丸通蛸薬師上る七観音町637 インターワンプレイス烏丸 4F
兵 庫 県 支 部	078-392-3781	〒650-0021 兵庫県神戸市中央区三宮町3-7-6 神戸元町ユニオンビル 5F
奈 良 県 支 部	0742-23-9535	〒630-8215 奈良県奈良市東向中町6番地 奈良経済会館 4F
和 歌 山 県 支 部	073-499-6651	〒640-8331 和歌山県和歌山市美園町4-81-1 SOPHIA 和歌山イーストプラザI号館 2F
滋 賀 県 支 部	077-525-3860	〒520-0044 滋賀県大津市京町1-3-44 イイダビル 2F
広 島 県 支 部	082-546-0136	〒730-0021 広島県広島市中区胡町4-28 胡町ビルディング 7F
山 口 県 支 部	083-973-6220	〒754-0011 山口県山口市小郡御幸町5-24-202 ワイズビル 2F
岡 山 県 支 部	086-803-0001	〒700-0824 岡山県岡山市北区内山下2-2-2 第七小野ビル 4F
鳥 取 県 支 部	0857-26-2430	〒680-0831 鳥取県鳥取市栄町217
島 根 県 支 部	0852-24-2229	〒690-0002 島根県松江市大正町414 スズキビル 2F
香 川 県 支 部	087-833-0888	〒760-0018 香川県高松市天神前10-1 高松天神前ビル 4F
愛 媛 県 支 部	089-946-4000	〒790-0001 愛媛県松山市一番町1-15-2 松山一番町ビル 3F
徳 島 県 支 部	088-622-7833	〒770-0841 徳島県徳島市八百屋町1-14 グラン徳島ビル 4F
高 知 県 支 部	088-824-1495	〒780-0870 高知県高知市本町2-2-29 畑山ビル 6F
熊 本 県 支 部	096-322-3640	〒860-0845 熊本県熊本市中央区上通町7-32 熊本県蚕糸会館内
大 分 県 支 部	097-573-8080	〒870-0034 大分県大分市都町1-1-23 TKフロンティアビル 7F
鹿 児 島 県 支 部	099-298-9195	〒892-0828 鹿児島県鹿児島市金生町4-10 アーバンスクエア鹿児島ビル 4F
宮 崎 県 支 部	0985-35-6256	〒880-0803 宮崎県宮崎市旭1-6-17 マリンビル 2F 2-C
福 岡 県 支 部	092-721-0117	〒810-0073 福岡県福岡市中央区舞鶴2-2-3 サンライフ赤坂Bldg. 3F
佐 賀 県 支 部	0952-23-7375	〒840-0842 佐賀県佐賀市多布施1-10-18
長 崎 県 支 部	095-824-5503	〒850-0841 長崎県長崎市銅座町14-9 ICNビル 7F
沖 縄 県 支 部	098-866-0555	〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎1-10-16 沖縄バス本社ビル 207号室

本 部	電話番号
総 務 部 (協会の総務・人事・経理、ホームページID・パスワードに関する事)・ (事業計画・立案、予算管理、部門間調整に関する事).....	03-5739-3011
支 部 業 務 部 (協会加入・退会、会費、支部運営に関する事).....	03-5739-3012
業 務 企 画 部 (調査研究、広報、建議要望、マスコミ対応に関する事).....	03-5739-3013
金融リテラシー向上コンソーシアム推進室 (金融リテラシー向上コンソーシアムの推進支援に関する事).....	03-5739-3016
教 育 研 修 部 (消費者啓発、金融経済教育、業務研修に関する事).....	03-5739-3018
会 員 業 務 部 (自主規制、業務に関する相談、eラーニング研修サービス)..... (広告審査に関する事)..... (利用協会員に対する特定情報等の提供に関する事).....	03-5739-3014 03-5739-3254 03-5739-3017
規 律 審 査 部 (法令等違反の届出に関する事).....	03-5739-3034
監 査 部 (協会員の監査に関する事).....	03-5739-3015
貸金業相談・紛争解決センター (消費者等からの相談・苦情・紛争解決に関する事).....	03-5739-3861

資格試験に関するお問い合わせ窓口 03-5739-3867
主任者登録に関するお問い合わせ窓口 03-5739-3330
登録講習に関するお問い合わせ窓口 03-6450-3023

9時30分～12時 13時～17時30分
(土・日・祝日、年末年始を除く)

相 談 ・ 苦 情 ・ 紛 争 解 決 窓 口 0570-051-051

中立公正な立場から解決を支援します。
受付時間 9時～17時(土・日・祝休日、年末年始を除く)